

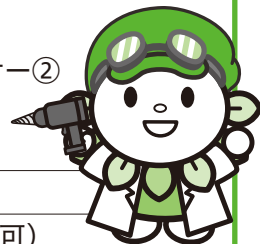


やっぱり「ものづくり」はおもしろい♪ 少年少女発明クラブ員を募集します

あさひ健康
マイスター
チャレンジ
対象事業

ものづくりを通して、発明や工夫する楽しさを学びませんか。

とき・内容	●6月6日(日)／開講式、4WD燃料電池カー(工作キット) ●6月27日(日)／輪ゴム鉄砲 ●8月22日(日)／ライトレーサー① ●7月18日(日)／永久コマ ●9月12日(日)／ライトレーサー② 午前9時10分～午後0時10分(Aグループ) 午後1時10分～4時10分(Bグループ)
ところ	中央公民館 202工作室
対象者	市内の小学4～6年生(各グループで全て出席できるかた。保護者の参加も可)
定員	各グループ10組20人
持ち物	動きやすい服装、水泳用ゴーグル、タオル、筆記用具、マスク
申し込み方法	5月10日(月)までに右記二次元コードを読み取り、必要事項を入力し送信、または電話で(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)。定員を超えた場合は抽選
その他	発明クラブ指導員を募集しています。詳細はお問い合わせください



申し込み・問い合わせ先／中央公民館内生涯学習課生涯学習係 ☎76-8181

くらしのアドバイス

今回のテーマ

『1回だけのお試しのつもりが
定期購入になっていた!』

「SNSを見ていたらサプリの広告が出た。安かったんで申し込んだら勝手に2回目も来た。返品希望の電話をしたら「〇回取る契約」と言われた。2回目以降は高額だ。そんな契約した覚えはない」「解約希望メールを送ったら『解約は電話のみ』との返信が来た」「解約電話がつかない。これではまた来てしまう」「受け取り拒否したが後払い請求書が届いた」など、インターネット通販の定期購入トラブルが絶えません。

「初回無料」「〇%オフ」「いつでも解約OK」の文字を大きく強調させつつ、2回目以降の高額料金や購入回数縛り、解約手段の条件を小さく目立たせない。画面の「申し込む」をタップしたら購入条件を確認させずに個人情報入力画面に移るなどの手段で、消費者に正確な申し込み

内容を認識させないアフィリエイト広告や販売サイトがあります。

通信販売にはクーリング・オフはありません。サプリなどの食品や化粧品は返品不可の場合がとても多いです。格安価格や真偽が確認できない体験談などに惑わされないようにしましょう。また、申込時の条件や表示は短期間で変わります。受け取り拒否しても解約しなければ支払い義務は残ります。申込時に特定商取引法の表記や申し込み内容、解約条件、会社情報を確認し、トラブル時に確認できるようスクリーンショットなどで残しましょう。

困ったときは一人で悩まず、早めに市の消費生活相談や県の消費生活総合センター(☎052-962-0999)、消費者ホットライン188に相談してください。

ポイント

申し込む前に購入回数や支払総額、解約条件などを確認しましょう。

市の消費生活相談

とき 月・水・金曜日 午前9時～正午
火・木曜日 午後1時～4時
ところ 市役所消費生活センター
電話 ☎53-2111 内線451